令和５年度
教師の養成・採用・研修の一体的改革推進事業
公募要領
（３次公募）

令和５年６月

文部科学省

目　次

１　事業の趣旨　……　－１－
２　事業の内容　……　－１－
３　委託対象　……　－１－
４　企画競争に参加する者の必要資格に関する事項……　－２－
５　事業規模（予算）　……　－２－
６　委託期間　……　－２－
７　応募方法等　……　－２－
８　選定　……　－５－
９　事業の実施　……　－５－
１０　スケジュール　……　－５－
１１　その他　……　－６－

別紙１　テーマごとの趣旨、調査研究内容等　……　－７－
（１）　高い資質能力を有する教師の確保に関する調査研究
①新たな教育課題に対応できる教員の養成モデル及び学び続ける教師を支えるモデルの開発
②教師を目指す学生を対象とした海外留学を含む教員養成プログラムの開発
③理論と実践の往還を通じた教育実習等の在り方に関する研究
④教師不足をはじめとした教師の人材確保に関する近年の課題への対応
１教員採用選考試験の複数回実施に向けた試験問題の開発
２『教師の仕事』発信の取組支援
⑤「強みと専門性」との両立可能な教職課程の在り方等に関する研究

（２）現職教員の新たな免許状取得の促進
①免許外教科担任の縮小に必要な教科等に関する認定講習等の開発・実施
②小中学校免許状併有のための認定講習等の開発・実施

別紙２　企画提案書　作成上の留意事項　……　－11－

（別紙様式）
別紙様式１　事業実施計画書
別紙様式２　調査研究の計画書概要
別紙様式３　経費計画
（企画提案書）
別紙様式４　再委託先の経費計画
別紙様式５　応募団体の概要
別紙様式６　任意団体に関する事項
別紙様式７　誓約書

1　事業の趣旨

新たな知識や技術の活用により社会が加速度的に大きく変化する中、我が国が将来に向けて更に発展し、繁栄を維持していくためには、様々な分野で活躍できる質の高い人材育成が不可欠である。こうした人材育成の中核を担うのが学校教育であり、中でも教育の直接の担い手である教師の資質能力を向上させることは最も重要である。

教師が備えるべき資質能力としては、これまでも繰り返し提言されてきた不易の資質能力に加え、自律的に学ぶ姿勢を持ち、時代の変化や自らのキャリアステージに応じて求められる資質能力を生涯にわたって高めていくことのできる力や、多様な専門性を持つ人材と効果的に連携・分担し、組織的・協働的に諸課題の解決に取り組む力などを備えることなどが求められている。

このため、教師が自ら学び続ける強い意志を備え、これらの資質能力を教職生涯にわたって向上させていくことができるよう、大学、教育委員会、民間教育事業者等へ委託を行い、新たな社会に求められる資質能力を有する教師の養成に資する先導的な教職科目の開発、多様な人材の活用や教員採用等に関する近年の課題への対応、時代の変化等に応じて必要な教師の資質能力の育成に資する効果的な研修等に関する研究、現職教員の新たな免許状取得の促進等について、教師の養成・採用・研修を通じた一体的な改革に資する取組を推進する。

2　事業の内容

（1）　高い資質能力を有する教師の確保に関する調査研究

上記１に示した趣旨の下、以下のテーマについて調査研究を行うものとする。なお、各テーマの具体的な調査研究内容については、別紙１によるものとする。

①新たな教育課題に対応できる教員の養成モデル及び学び続ける教師を支えるモデルの開発
②教師を目指す学生を対象とした海外留学を含む教員養成プログラムの開発
③理論と実践の往還を通じた教育実習等の在り方に関する研究
④教師不足を含む教師の人材確保に関する近年の課題への対応
　１教員採用選考試験の複数回実施に向けた試験問題の開発
　２『教師の仕事』発信の取組支援
⑤「強みと専門性」との両立可能な教職課程の在り方等に関する研究

（2）　現職教員の新たな免許状取得の促進

上記１に示した趣旨の下、以下のテーマのうちいずれか一つ以上の趣旨を満たす免許法認定講習、免許法認定公開講座又は免許法認定通信教育（以下「認定講習等」という。）を実施するものとする。なお、各テーマの具体的な内容については、別紙１によるものとする。

①免許外教科担任の縮小に必要な教科等に関する認定講習等の開発・実施
②小中学校免許状併有のための認定講習等の開発・実施

※　３次公募においては（１）のテーマ⑤、（２）のテーマ①について公募を実施する。

※　１者の１テーマあたりの企画提案件数の上限は１件とする。ただし、１者による複数のテーマへの企画提案は妨げない。

3　委託対象

本事業の委託対象は、以下とするものとし、テーマごとに定める公募要領によるものとする。

（1）　質の高い教師の確保に関する調査研究

①都道府県又は市町村（特別区を含む。）の教育委員会
②幼稚園、幼保連携型認定こども園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校又は大学を設置する法人（以下「学校等設置法人」という。）
③②以外の法人格を有する団体
④法人格は有しないが、次の要件を全て満たしている団体
・ 定款、寄附行為又はこれらに類する規約等を有すること。
・ 団体等の意思を決定し、執行する組織が確立されていること。
・ 自らを経理し、監査する等会計組織を有すること。
・ 団体活動を経常的に行うための事務所を有すること。

（２） 現職教員の新たな免許状取得の促進

教育職員免許法施行規則第 36 条第１項各号、第 43 条の４又は第 46 条第１項各号に規定する、認定講習等の開設者として定められている者を委託対象（以下、「大学・教育委員会等」という。）とする。複数の大学・教育委員会等がコンソーシアム等を組織した上で事業を行うことも可能であるが、その場合は中心となる大学・教育委員会等に委託する。

なお、事業の実施に当たっては、当該委託事業の事務を担当する組織を置き、委託費の使途等が明朗であるよう留意するとともに、事務を担当する組織以外に、事業内容について検討を行うため、外部の有識者や教育委員会、教員等を構成員とする検討委員会を設置すること。

４ 企画競争に参加する者の必要資格に関する事項

・予算決算及び会計令第 70 条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約の締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
・文部科学省の支出負担行為担当官等から取引停止の措置を受けている期間中の者ではないこと。

５ 事業規模（予算）

令和５年度の本事業全体の予算総額は３５，６００千円程度。
うち、本公募の目安としては、以下のとおり。※採択件数は審査委員会が決定する。

（１） 高い資質能力を有する教師の確保に関する調査研究
テーマ５ １件、 ４，０００千円程度（１件あたり４，０００千円程度）

（２） 現職教員の新たな免許状取得の促進（一次公募済み）
２件、２，０００千円程度（１件あたり１，０００～２，０００千円程度）

６ 委託期間

契約締結日～当該年度末日（当該年度の末日が行政機関の休日である場合は、直前の平日）の間で必要な期間とする。

７ 応募方法等

本事業の委託を受けようとする企画提案者は次項以下に定めるところにより、提出期限までに、企画提案書等を作成し、総合教育政策局長宛てに提出すること。

なお、企画提案書等の作成等応募に係る費用は、選定結果にかかわらず企画提案者の負担とする。

（１）　提出書類

＜必須＞

①企画提案書（別紙様式１、別紙様式２（２（１）高い資質能力を有する教師の確保に関する調査研究事業のみ)、別紙様式３）

②企画提案内容のエッセンスをまとめたもの（様式自由、Ａ４用紙２枚以内）

※（２（１）高い資質能力を有する教師の確保に関する調査研究事業のみ）

＜該当ある場合のみ＞

③再委託先の経費計画（別紙様式４）

④審査基準に記載の「ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価」における認定等又は内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認通知の写し

⑤応募団体の概要（別紙様式５）

⑥任意団体に関する事項（別紙様式６）

⑦誓約書（別紙様式７）

※②について

①企画提案書（別紙様式１）に記載する内容（課題認識、調査研究の目的、成果目標、具体的な内容・取組方法等）をよりまとめたものを提出すること。様式は問わないが、Ａ４用紙２枚以内に収めること。

※⑤⑥について

本企画競争に参加を希望する企画提案者は、提案者が法人格を有する団体である場合、別紙様式５の「応募団体の概要」を、提案者が法人格は有しないが、次の１）から４）までの要件を全て満たしている団体である場合は、別紙様式５及び別紙様式６の「任意団体に関する事項」を、企画提案書の提出時に合わせて提出しなければならない。

１）定款、寄附行為又はこれらに類する規約等を有すること。

２）団体等の意思を決定し、執行する組織が確立されていること。

３）自らを経理し、監査する等会計組織を有すること。

４）団体活動を経常的に行うための事務所を有すること。

※⑦について

１）本企画競争に参加を希望する企画提案者（地方公共団体、国立大学法人及び独立行政法人を除く。）は、企画提案書の提出時に、支出負担行為担当官が別に指定する暴力団等に該当しない旨の誓約書を、別紙様式７により提出しなければならない。また、企画提案書の内容に業務を別の者に再委託する計画がある場合はその再委託先も誓約書を提出しなければならない。

２）前項の誓約書を提出せず、又は虚偽の誓約をし、若しくは誓約書に反することとなったときは、当該者の企画提案書を無効とするものである。

（２）「２（２）現職教員の新たな免許状取得の促進事業」の企画提案書の提出様式

・　企画提案書は「別紙様式１　事業計画書（現職教員の新たな免許状取得の促進）」「別紙様式３　経費計画」の様式を用いて作成・提出すること。（別紙様式２は不要）

・　別紙様式１のうち「免許法認定講習等実施計画」については、免許法認定講習等の認定

申請等要領における「実施計画書（様式第２号）」及び「開設科目の概要（様式第３号）」の様式を用いること。

（免許法認定講習等の認定申請等の様式はこちらに掲載）

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/kyoin/1403019.htm

（３）　提出期限

令和５年７月２４日（月）１７時

※公募締切日後の企画提案書等の提出、差替及び訂正は認めない。

（４）　提出方法

応募書類一式は、電子メールにより下記のとおり提出するものとする。

電子メールによる提出が困難な場合等は担当まで相談すること。

郵送上またはメール送信上の事故（未達等）については、当方は一切の責任を負わない。

電子メール提出要領

- １者が複数テーマについて応募する場合、テーマごとにメールを分けて送信すること。
- メールの件名は「(応募) R5 一体的改革推進事業（上記２のテーマ番号・法人種別を除いた企画提案者名)」とすること。

  例：学校法人虎ノ門学園が２（２）②の「小中学校免許状併有のための認定講習等の開発・実施」に応募する場合

  （応募）R5 一体的改革推進事業（(２）②・虎ノ門学園）
- 次項（５）に示す該当テーマ別の提出先電子メールアドレスに提出すること。
- ファイル形式は Word、Excel、Powerpoint 等の各様式のファイル形式のままとすること。ただし、上記「ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価」に関する認定書類の写しなど、様式外のファイルについては、PDF 形式とすること。
- ファイル名は、「【法人種別を除いた企画提案者名】上記２のテーマ番号_様式番号様式名.xxx」の形式とすること。

  例：学校法人虎ノ門学園が応募する場合

  【虎ノ門学園】（２）②_別紙様式３経費計画.xlsx
- ファイルを含めメールの容量が 10ＭＢを超える場合は、複数通のメールに分け、件名に通し番号を付して送信すること。
- メール送信上の事故を防ぐため、メール受信後は文部科学省から受信確認の返信を行うこととする。メール送信の翌日となっても受信確認の連絡がない場合は次項の問合せ先へ問い合わせること。
- 提出期限の最終日に提出する際は、必ず電子メール送信の後に次項の問合せ先へ電話連絡すること。(メール不達による事故を防ぐため。また提出期限は厳守であることから最終日についてはこの取扱いとする。)

（５）　提出先・問合せ先

文部科学省総合教育政策局教育人材政策課

住所：〒100-8959　東京都千代田区霞が関３－２－２

電話番号：03-5253-4111（代表）

内線：3970（２（１）のテーマ)、4406（２（２）のテーマ)

電子メールアドレス：itakukoubo@mext.go.jp（２（１）のテーマ)

kyoikujinzai@mext.go.jp（２（２）のテーマ)

（６）　留意事項

・　応募書類一式を電子媒体で提出した場合、原本の提出（郵送等）は必要としない。

８　選定

（１）　選定

本事業の委託先の選定は、客観性、公正性及び透明性を担保するため、審査基準に基づき、提出のあった企画提案書について、審査委員会における書類審査を実施する。

（２）　選定結果の通知

企画提案者には、審査結果を通知する。

９　事業の実施

（１）　選定された者については、「教師の養成・採用・研修の一体的改革推進事業実施要項」及び「教師の養成・採用・研修の一体的改革推進事業実施要領」（以下「実施要項等」という。）に基づき、委託契約を締結する。なお、契約条件等が合致しない場合には、契約締結を行わない場合がある。

（２）　文部科学省は、前項の委託契約に基づき、「教育政策推進事業委託費」による経費措置を行う。なお、応募の際、企画提案書により、所要経費の積算の提出を求めるが、委託費として措置する額は、事業計画の内容等を総合的に勘案し、予算の範囲内で決定する。

（３）　委託先は、契約した事業計画に基づき委託事業を実施し、「委託事業完了（廃止）報告書」及び「委託事業成果報告書」（２（１）のテーマの場合）を作成し、委託事業完了日から３０日を経過した日又は契約満了日のいずれか早い日までに電子媒体にて文部科学省に提出すること。

（４）　「委託事業成果報告書」は、文部科学省において公表する場合がある。

（５）　文部科学省は、委託事業の実施に際し、又は委託事業の実施後、事業内容についてのヒアリング、資料提供及び事業報告会等における発表・報告等を求めることがある。また、委託事業への指導助言等のため、視察等を行うことがある。

（６）　「委託事業成果報告書」等、文部科学省への提出物全てについて、調査対象の個人情報を含めてはならない。調査に活用する個人情報は各委託先の責任の下、法令を遵守し取り扱うこと。

（７）　ここに定めるもののほか、委託事業の実施に当たっては、実施要項、委託契約書及び事業計画書等を遵守すること。

（８）　女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定など企画提案書に記載した事項について、認定の取消などによって記載した内容と異なる状況となった場合には、速やかに文部科学省へ届け出ること。

（９）　文部科学省が事業の契約期間内及び契約期間が終了した後に、本事業によって得られたデータ等（個人情報以外の原データを含む）について情報提供の依頼を行った場合、大学等は当該データ等の提出について協力を行うこと。

（１０）　本事業によって得られた成果等は、ホームページへの掲載や全国会議での報告、講習内容のパッケージ化等を通じて、自都道府県のみならず広く普及・啓発をすること。

１０　スケジュール

（１）　応募書類一式提出〆切

令和５年７月２４日（月）１７時　必着

（２）　申請事業の審査

令和５年７月下旬～８月上旬

（３）　選定結果の通知

令和５年８月中旬

（４）　契約締結

令和５年８月下旬以降、順次締結（※）

（５）　委託期間

契約締結日から当該年度末日（当該年度の末日が行政機関の休日である場合は、直前の平日）までの間で委託事業の実施に必要な期間

※　国の契約は、契約書を締結（契約書に契約の当事者双方が押印）したときに確定することとなるため、契約予定者として選定されたとしても契約書締結後でなければ事業に着手できないことを十分に踏まえ、事業計画書の作成に当たっては、事業開始日に柔軟性を持たせた上で作成する必要があることに留意すること。

なお、再委託先がある場合は、この旨を再委託先にも十分周知すること。

契約締結にあたり必要となる書類（必ずしも書面での提出は必要としない）

- 事業計画書（審査委員から意見が提示された場合には、その指摘事項を反映した事業計画書の再提出を求める）
- 委託業務経費（再委託に係るものを含む）の積算根拠資料（謝金単価表、旅費支給規定など）
- 再委託に係る委託業務経費内訳
- 銀行口座情報

１１　その他

（１）　採択件数は現時点の予定であり増減する場合がある。最終的な採択件数は審査委員会が決定する。

（２）　公募期間中の質問・相談等については、当該者のみが有利となるような質問等については回答できない。質問等に係る重要な情報は文部科学省Ｗｅｂサイトにて公開している本件の公募情報に開示する。

別紙１

テーマごとの趣旨、調査研究内容等

（１） 高い資質能力を有する教師の確保に関する調査研究

テーマ５：「強みと専門性」との両立可能な教職課程の在り方等に関する研究

１　本テーマの趣旨

中央教育審議会答申の「『令和の日本型学校教育』を担う教師の養成・採用・研修等の在り方について」（令和４年 12 月）（以下、「中教審答申」という。）では、「令和の日本型学校教育」の実現に向けて、多様な専門性を有する質の高い教職員集団を形成するために、養成・採用・研修を通じて、教師一人一人の「強みや専門性」を高めることの必要性を提言しているところである。

一方、現行の教職課程においては、四年制大学であれば一種免許状（小・中免は 59 単位必履修)、短期大学であれば二種免許状（小・中免で 35～37 単位必履修）の取得が標準となっており、教職課程の開設においても、これを前提とした課程認定の運用が行われている。

このため、教員養成系学科を除く一般の学科等に所属する学生は、当該学科等の学位プログラムに基づく教育課程の科目を履修することに加え、教職課程で必要な所定の科目を追加的に履修することが一般的であるが、所属する学科等の特性を活かした「強みや専門性」を身に付けるための資格の取得や留学等の活動と、教職課程の科目の履修の両立ができず、教師を目指すことを断念してしまうおそれが指摘されている。

こうした状況を踏まえ、中教審答申では四年制大学においても、専門分野の学びを深めたり、在学中に教師を目指すようになった学生が卒業するまでの間に教員免許状を取得することに柔軟に対応できるよう、二種免許状の取得を可能とする教職課程の開設を特例的に認めることが提言されている。

本テーマでは、「強みや専門性」を活かした大学での学びや、それに関連した学生の資格取得や留学等の活動等との両立が可能な履修モデルの在り方等について、（１）教職課程を置く大学の上記の現状や課題を分析するとともに、（２）これらの活動と免許状取得の両立を意識した教職課程の開設事例等を把握し、（３）それらを踏まえ本テーマに即した教職課程の在り方等について調査研究を行う。

２　調査研究内容

①　各大学の学位プログラムに基づく教育課程及び教職課程の履修モデルの現状や課題を調査し、その中でも学科等の「強みや専門性」等を活かしつつ、教職課程との両立を可能とするための工夫や取組を行う大学の好事例を把握する。また、④に記載の事例等についても含めて調査する。なお、収集した事例等において、特に先導的なものや掘り下げて分析を行う事例等について、必要に応じ大学へのヒアリングも行う。

②　①で調査したものを踏まえ、中教審答申を踏まえた両立を可能とする履修モデルの在り方等について検討する。その際、教員養成学部だけでなく多くの大学に参考となる成果が得られるよう、学部の特性（教員養成学部・学科等又はそれ以外の学部・学科等)、免許種、地域等の観点の偏りがないよう留意しつつ、「強みや専門性」の「分野」については、少なくとも以下③に記載の中教審答申の例示に基づき、複数のモデルの分析・検討を行うこと。

③　中教審答申では、「強みや専門性」の分野について、「データ活用、STEAM 教育、障害児発達支援、日本語指導、心理、福祉、社会教育、語学力、グローバル感覚」について例示しているが、これのみに限るものではないこと。

④　中教審答申においては「強みや専門性」の観点だけでなく、小学校における専科指導優先実施教科（外国語、理科、算数及び体育）への対応として、当該教科に相当する中学校等の教職課程を置く学科等での小学校教員養成の特例についても提言していることから、このケースに資する好事例や履修モデルについても把握し、分析の対象とすること。

⑤　②及び④に関し、現行の教職課程認定の制度において、②については、四年制大学における二種免許状の認定は行っていないこと、また、④については、「教員養成を主たる目的とした学科等」でなければ小学校教員の養成は行えないことから、今後これに関する制度改正を予定しているものである。現時点では、中教審答申の提言そのものの教職課程の設置を前提とした実証的研究はできないことに留意すること（ただし、②については、履修指導の方法等の工夫により、学生が二種免許状の取得が可能な場合がある）。

３　公募対象

以下のいずれかに該当すること。なお、分析・検討を行う際、幅広い観点で行うことが必要であることから、複数の大学や教育委員会と連携がとれる団体が望ましい。

（１）民間企業（法人格を有する団体）（別紙様式５も提出すること）
（２）学校等設置法人
（３）（１）（２）以外の法人格を有する団体（別紙様式５を提出すること）
（４）都道府県または指定都市の教育委員会
（５）法人格は有しないが、次の①～④の要件を全て満たしている団体
①定款、寄附行為又はこれらに類する規約等を有すること。
②団体等の意思を決定し、執行する組織が確立されていること。
③自らを経理し、監査する等会計組織を有すること。
④団体活動を経常的に行うための事務組織を有すること。

（２）現職教員の新たな免許状取得の促進

本事業の目的

平成２７年６月の学校教育法の改正により制度化された義務教育学校においては、小中一貫教育を実施することを目的として、教師は、小学校教諭及び中学校教諭の教員免許状を併有することが原則とされている。小学校教諭及び中学校教諭の教員免許状については、令和元年 12 月に中央教育審議会初等中等教育分科会にて「新しい時代の初等中等教育の在り方 論点取りまとめ」が公表され、義務教育９年間を見通した教科担任制の在り方については令和４年を目途として小学校高学年から導入すべきとも提言されているところである。

また、平成２９年６月に閣議決定された規制改革実施計画においては、免許外教科担任の縮小に向けた方策についての指摘がなされ、文部科学省においては平成３０年１０月に「免許外教科担任の許可等に関する指針」を定めるなど、制度の適切な運用についての通知を行い、免許外教科担任の許可件数の更なる縮小等を図っている。

しかしながら、近年においても臨時免許状の授与件数が中・高合わせて約 4,300 件、免許外教科担任の許可件数が中・高合わせて約１万件となっており（文部科学省「教員免許状授与件数等調査」)、特に高等学校情報科については、高等学校の免許外教科担任許可件数のおよそ３割を占めるなど、高等学校において突出して件数が多く、令和４年度から学年進行で実施されている新高等学校学習指導要領において、新たな必履修科目「情報Ｉ」の指導が開始される中、臨時免許状の授与件数及び免許外教科担任の許可件数の縮小は喫緊の課題となっている。

これらを踏まえ、小中学校免許状併有及び免許外教科担任の縮小に向けた、現職教員の新たな免許状取得の促進に資する、免許法認定講習・免許法認定公開講座・免許法認定通信教育（以下、「認定講習等」という。）を開発・実施することが求められている。また、その際には、他の研修制度にも活用可能な講習として開発することにより、受講者の負担軽減にも考慮しつつ、積極的に新たな免許状取得のための講習の受講環境の充実を図ることも考えられる。

以上の取組の推進により、教師の資質向上はもとより、現職教員が幅広い学校種や複数の教科について、広く指導することが可能となり、ひいては、教員配置上の効率化にも資することが期待される。

テーマ１又はテーマ２のうち、いずれか一つ以上の内容を実施する場合も、「新たな教師の学びの姿」を実現するに当たり、教師の学びに充当できる時間が限られている中にあっても効率的に受講できるよう、現職研修を兼ねる認定講習等として開発・実施することが望ましい。

テーマ１：免許外教科担任の縮小に必要な教科等に関する講習の開発・実施

本テーマの趣旨

免許外教科担任の縮小に必要な校種・教科や教員免許状取得者の少ない校種・教科の免許状を現職教員が取得する機会を拡大するために、当該校種・教科の教員免許状取得に係る認定講習等を開発・実施する。

実施に当たっては、当該地域における免許外教科担任の許可状況及び当該地域において必要とされる免許状の校種・教科を近い将来の見通しも含め定量的に把握した上で、取得促進を目指す免許状の校種・教科とその理由を明らかにすること（大学が実施する場合は、免許状の授与権者である都道府県教育委員会と連携し、当該地域の状況を把握すること）。その上で、開設時期や開設規模、開設方法等、現職教員の受講ニーズも踏まえ、免許状の取得に確実につながる講習の開設計画を具体的に立てるこ

※大学が実施する場合、事業実施計画書には、都道府県教育委員会との連携方策を具体的に記載すること

【具体例】

- 大学が、連携する都道府県教育委員会との協議により、当該地域においては「国語」の免許外教科担任の許可件数が多く、かつ採用選考の受験倍率が低下しているという課題認識を示されたため、課題解決に向けて現職教員が中学校教諭二種免許状（国語）を取得する機会を拡大するために、認定講習等を開設・実施する。なお、２年で免許状を取得できるよう講習を開設予定であり、令和〇年度は〇年目として合計〇単位の講習を開設予定である。
- 授与権者である都道府県教育委員会が、当該地域において免許状取得者が少ない中学校教諭二種免許状（家庭）について、現職教員が取得する機会を拡大するために、免許法認定講習を開設し、実施する。なお、３年で免許状を取得できるよう講習を開設予定であり、令和〇年度は〇年目として合計〇単位の講習を開設予定である。
- より充実したプログラミング教育を進めるため、専門的な知識を身に付け、プログラミング教育に関する知識・技能を高めるため、中学校教諭二種免許状（技術）や高等学校教諭一種免許状（情報）について、認定講習等を開設・実施することで、現職教員が教員免許状を取得する機会を拡大する。なお、オンラインやオンデマンドの活用により、単年度で免許状を取得できるよう必要単位に係る全講習を通信教育で開設予定である。

別紙２

企画提案書　作成上の留意事項

１．一般的事項

（1）　企画提案書は、「令和５年度教師の養成・採用・研修の一体的改革推進事業公募要領」（以下「公募要領」という。）本文及び別紙１並びに本留意事項に基づいて作成すること。

（2）　用紙サイズは、Ａ４判縦型、横書きとすること。

（3）　フォントは明朝体又はゴシック体、文字サイズは原則 10.5 ポイント以上とすること。

（4）　様式は、行の縦幅を拡充する場合及び各項目の説明で特に示している場合を除き、改変しないこと。

（5）　企画提案書は、日本語及び日本国通貨で記入すること。

（6）　複数のテーマについて応募する場合、企画提案書は、テーマごとに作成すること。

（7）　各項目について、特に指定した場合を除き記載の分量は問わないが、ポイントが分かるように端的に分かりやすく記入すること。

（8）　補足資料があれば、必要に応じ、１テーマにつき、全体で２枚までの範囲で添付すること（様式自由）。なお、選定に際して、文部科学省から別途、補足資料等を求める場合がある。

（9）　企画提案書は、委託を受けようとする者の申出による差替えや訂正は、一切認められない。ただし、選定において、文部科学省から指示があった場合は、この限りではない。

（１０）　記入に際し不明点があれば文部科学省に問い合わせること。

２．別紙様式３及び４（経費計画）

【一般的事項】

・事業計画・内容との整合性に十分留意し、事業の実施に真に必要な経費のみを計上すること。なお、他のプログラムや他の補助金・委託費等により経費措置を受けるものは、経費支払の対象にならないので、留意すること。

・委託契約の期間外に実施する内容については経費支払の対象にならないので、計上しないこと。

各経費の計上に当たっては「経費計上の留意事項等」を参照すること。